

委託業務仕様書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」

(三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。

2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

4 三重業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第1 1 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第1 2 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第1 3 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第1 4 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

N.O. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 三重県県土整備部制定 令和5年11月制定（令和6年4月一部改定） <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和6年4月1日制定（令和6年5月1日一部改訂）
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和6年4月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号及び平成28年度国土交通省告示第565号及び令和2年第461号により一部改正）準用） <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 既設の基準点 <input checked="" type="checkbox"/> （1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督職員が必要ないと判断したものについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙特記仕様書に記載の規格及び部数を提出する。）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
ク その他	<input type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙特記仕様書記載内容において業務を実施すること。）

（注）

- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容の印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市

令和6年5月

特記仕様書

第1条 適用

この仕様書は、四日市市が実施する公共基準点簡易点検業務に適用する。

第2条 測量の目的

四日市市管理の公共基準点について、経年変化及び状況変化により正確な位置精度が保たれているかを検証するための資料作成を目的とする。

第3条 測量の方法

- 1 ネットワーク型RTK法を用いて、公共基準点の簡易点検を行う。
- 2 四日市市公共測量作業規程第98条（ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定）を準用する。

ただし、同条第2項は、地形測量に関する記載及び同条第4項は、近傍の基準点との整合確認に関する記載につき適応しない。

- 3 前項の方法で直接観測が不可能な箇所（上空視界が悪い等）については、同規程第94条に準じてTS点を設置し、そこからトータルステーションによる放射法で観測を行う。この場合も、同条第4項は適応しない。

なお、GNSS観測を行う際には、精度低下率（DOP）を考慮した観測計画を行うこと。

第4条 使用機器

- 1 使用する機器は1級GNSS測量機とし、第三者機関の機器検定（ネットワーク型RTK）を受けたものとする。
- 2 TS点設置を伴う場合は3級以上のトータルステーションとし、第三者機関の機器検定を受けたものとする。

第5条 計算

観測結果は、1点ごとの単独座標を算出する。既知点を固定しての網平均計算は行わない。

第6条 標高

平成26年に電子基準点の標高改定が行われているため、標高改定前に設置された基準点については、成果値を国土地理院の補正パラメータで補正を行うこと。変動量一覧表には当初の成果値及び補正を併記し、本件の業務で測定した値とともに、3段表記を行うこと。

また、本件の業務の測定値と補正後の成果値との差を変動量とする。

第7条 現況調査

観測に先立ち基準点の目視点検を実施し、変動量一覧表へ次の（1）～（3）のいずれかを記載する。

- （1）特に異常のない場合は「正常」。
- （2）基準点が現地に存在しない場合は「亡失」。
- （3）現況が設置時より変化しており基準点としての機能を果たせないと確認した場合は「異常」とし、備考にその理由を記載すること。

なお、現況調査において亡失と判断した場合でも、第3条に記載の方法において観測を実施し、その位置を報告すること。

第8条 点検測量

点検測量は全測点数の5%を標準とし、観測結果を基に監督員と協議して点検箇所を決定する。

第9条 成果品

成果品として次のものを提出する。

観測手簿・観測記簿・写真（遠景・近景）

変動量一覧表

【提出部数】

- （1）報告書は、紙媒体で1部
- （2）報告書の電子媒体は、CD-Rで3部

第10条 中間報告

明らかな異常があった場合は、観測後の中間報告として速やかに報告すること。

第11条 周知

測量の着手前に監督員と協議し、作業内容を関係機関に周知すること。

第12条 その他の事項

その他の事項は、協議して決めることとする。

	点検回	地区名	基準点名	X座標	Y座標	Z座標(標高)	基準点の所在地	測量年月日(西暦)	基準点コード
38	⑧	第1地区	1038A	-111155.564	55153.245	13.383	三重県四日市市東坂部町1475-1地先(東坂部20号線)	20050501	KG1242021038A
43	⑧	第1地区	1043A	-111398.511	53875.501	20.971	三重県四日市市西坂部町4489-38地先(三重団地1号線)	20050501	KG1242021043A
47	⑧	第1地区	1047A	-111609.711	54178.924	17.418	三重県四日市市西坂部4792-2地先(三重団地1号線)	20050501	KG1242021047A
50	⑧	第1地区	1050A	-111766.72	54613.316	16.696	三重県四日市市生桑町2415地先(国道365号線)	20050501	KG1242021050A
55	⑧	第1地区	1055A	-112015.785	53761.059	40.658	三重県四日市市三重3丁目17地先(三重団地40号線)	20050501	KG1242021055A
58	⑧	第1地区	1058A	-112168.494	54677.127	10.677	三重県四日市市生桑町189-1地先(県道四日市鈴鹿環状線)	20050501	KG1242021058A
59	⑧	第1地区	1059A	-112211.427	58923.528	3.742	三重県四日市市大字羽津2827地先(一般国道23号)	20050501	KG1242021059A
62	⑧	第1地区	1062A	-112365.959	53195.168	38.886	三重県四日市市曾井町1494地先(曾井47号線)	20050501	KG1242021062A
64	⑧	第1地区	1064A	-112595.404	54393.868	21.292	三重県四日市市生桑町1701-1地先(生桑14号線)	20050501	KG1242021064A
71	⑧	第1地区	1071A	-113031.048	53822.837	24.114	三重県四日市市尾平町2988地先(尾平53号線)	20050501	KG1242021071A
76	⑧	第1地区	1076A	-113344.157	54241.193	13.189	三重県四日市市尾平町1959-2地先(国道477号線)	20050501	KG1242021076A
102	⑧	第2地区	2022A	-117130.377	54186.345	14.85	四日市市大字泊村字古里874-1地先(県道宮妻峠線)	20050405	KG1242022022A
103	⑧	第2地区	2023A	-117314.769	53555.555	33.17	四日市市日永字西奥1241-17地先(県道宮妻峠線)	20050201	KG1242022023A
104	⑧	第2地区	2024A	-117643.772	54747.682	5.05	四日市市泊町2894地先(国道1号)	20050405	KG1242022024A

	点検回	地区名	基準点名	X座標	Y座標	Z座標(標高)	基準点の所在地	測量年月日	基準点コード
323	⑧	第1地区	10D26	-111540.393	53859.298	30.303	三重県四日市市三重1丁目131地先(三重団地6号線)	20050501	KG22420210D26
324	⑧	第1地区	10D27	-111582.245	53962.583	25.699	三重県四日市市三重1丁目142地先(三重団地6号線)	20050501	KG22420210D27
325	⑧	第1地区	10D28	-111680.505	54351.039	16.757	三重県四日市東坂部町417地先(曙9号線)	20050501	KG22420210D28
326	⑧	第1地区	10D29	-111691.181	54523.320	15.649	三重県四日市市東坂部町381-4地先(国道365号線)	20050501	KG22420210D29
327	⑧	第1地区	10D30	-111525.446	53645.173	30.861	三重県四日市市三重2丁目101地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D30
328	⑧	第1地区	10D31	-111757.689	53558.765	40.830	三重県四日市市三重2丁目1-14地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D31
329	⑧	第1地区	10D32	-111849.798	53662.202	41.036	三重県四日市市三重3丁目130地先(三重団地32号線)	20050501	KG22420210D32
330	⑧	第1地区	10D33	-111682.353	53903.764	27.266	三重県四日市市三重1丁目1-2地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D33
331	⑧	第1地区	10D34	-111914.436	53805.986	36.596	三重県四日市市三重3丁目11地先(三重団地40号線)	20050501	KG22420210D34
332	⑧	第1地区	10D35	-111735.708	54231.077	21.698	三重県四日市市南坂部町6-6地先(生桑14号線)	20050501	KG22420210D35
333	⑧	第1地区	10D36	-111818.846	54125.418	27.368	三重県四日市市南坂部町16-1地先(生桑14号線)	20050501	KG22420210D36
334	⑧	第1地区	10D37	-111830.814	53984.720	36.296	三重県四日市市三重4丁目(市営三重団地)35棟列10地先	20050501	KG22420210D37
335	⑧	第1地区	10D38	-111964.361	53871.912	39.595	三重県四日市市三重4丁目(市営三重団地)8棟地先	20050501	KG22420210D38
336	⑧	第1地区	10D39	-111915.590	54648.611	19.456	三重県四日市市生桑町2430地先(生桑31号線)	20050501	KG22420210D39
337	⑧	第1地区	10D40	-111987.791	54515.123	26.263	三重県四日市市生桑町2212-223地先(生桑30号線)	20050501	KG22420210D40
338	⑧	第1地区	10D41	-111885.298	54761.357	10.640	三重県四日市市生桑町25-1地先(国道365号線)	20050501	KG22420210D41
339	⑧	第1地区	10D42	-112063.812	54709.503	10.348	三重県四日市市生桑町158-2地先(県道四日市鈴鹿環状線)	20050501	KG22420210D42
340	⑧	第1地区	10D43	-111960.412	54348.479	29.515	三重県四日市市生桑町2212-160地先(生桑20号線)	20050501	KG22420210D43
341	⑧	第1地区	10D44	-112127.129	54312.805	33.720	三重県四日市市生桑町2007-78地先(生桑20号線)	20050501	KG22420210D44
342	⑧	第1地区	10D45	-112173.093	54201.146	40.321	三重県四日市市生桑町2060-1地先(生桑14号線)	20050501	KG22420210D45
343	⑧	第1地区	10D46	-111872.872	53421.421	46.159	三重県四日市市三重2丁目1-6地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D46
344	⑧	第1地区	10D47	-111990.203	53606.344	45.839	三重県四日市市三重3丁目94地先(三重団地4号線)	20050501	KG22420210D47
345	⑧	第1地区	10D48	-111991.638	53370.650	47.637	三重県四日市市三重8丁目116地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D48
346	⑧	第1地区	10D49	-111967.524	53207.896	50.779	三重県四日市市三重9丁目2-1地先(三重団地75号線)	20050501	KG22420210D49
347	⑧	第1地区	10D50	-112067.885	53123.675	50.530	三重県四日市市三重8丁目7地先(三重団地75号線)	20050501	KG22420210D50
348	⑧	第1地区	10D51	-112223.205	53120.569	46.032	三重県四日市市三重8-1地先(三重団地75号線)	20050501	KG22420210D51
349	⑧	第1地区	10D52	-112127.661	53387.129	48.655	三重県四日市市三重8丁目107地先(三重団地1号線)	20050501	KG22420210D52
350	⑧	第1地区	10D53	-112170.770	53561.367	47.350	三重県四日市市三重5-12地先(三重団地生桑線)	20050501	KG22420210D53
351	⑧	第1地区	10D54	-112089.673	53710.260	43.707	三重県四日市市三重6丁目120地先(三重団地40号線)	20050501	KG22420210D54
352	⑧	第1地区	10D55	-112204.387	53843.759	45.388	三重県四日市市三重4-1687-01地先(三重団地4号線)	20050501	KG22420210D55
353	⑧	第1地区	10D56	-112349.515	53397.631	48.197	三重県四日市市三重7-112地先(三重団地67号線)	20050501	KG22420210D56
354	⑧	第1地区	10D57	-112339.558	53547.613	47.189	三重県四日市市尾平町3730-6地先(美里ヶ丘14号線)	20050501	KG22420210D57

	点検回	地区名	基準点名	X座標	Y座標	Z座標(標高)	基準点の所在地	測量年月日	基準点コード
355	⑧	第1地区	10D58	-112426.326	53760.975	36.696	三重県四日市市尾平町3768-213地先(三重団地生桑線)	20050501	KG22420210D58
356	⑧	第1地区	10D59	-112415.209	53847.002	33.343	三重県四日市市生桑町1642-91地先(三重団地生桑線)	20050501	KG22420210D59
357	⑧	第1地区	10D60	-112228.045	54557.202	18.169	三重県四日市市生桑町2183-1地先(生桑36号線)	20050501	KG22420210D60
358	⑧	第1地区	10D61	-112329.576	54516.210	19.028	三重県四日市市生桑町2030-1地先(生桑36号線)	20050501	KG22420210D61
359	⑧	第1地区	10D62	-112430.954	54463.968	20.824	三重県四日市市生桑町1962-5地先(生桑36号線)	20050501	KG22420210D62
360	⑧	第1地区	10D63	-112247.654	54341.113	33.788	三重県四日市市生桑町2005-5地先(生桑40号線)	20050501	KG22420210D63
361	⑧	第1地区	10D64	-112331.884	54235.662	36.339	三重県四日市市生桑町1940-10地先(生桑14号線)	20050501	KG22420210D64
362	⑧	第1地区	10D65	-112445.711	54282.900	33.413	三重県四日市市生桑町1720-6地先(生桑14号線)	20050501	KG22420210D65
363	⑧	第1地区	10D66	-112525.719	54204.134	22.659	三重県四日市市生桑町1675-4地先(三重団地生桑線)	20050501	KG22420210D66
364	⑧	第1地区	10D67	-112700.751	54337.653	18.947	三重県四日市市生桑町1623地先(三重団地生桑線)	20050501	KG22420210D67
365	⑧	第1地区	10D68	-112584.630	53545.241	50.768	三重県四日市市尾平町3739-36地先(美里ヶ丘15号線)	20050501	KG22420210D68
366	⑧	第1地区	10D69	-112587.166	53770.368	43.989	三重県四日市市尾平町3768-285地先(美里ヶ丘2号線)	20050501	KG22420210D69
367	⑧	第1地区	10D70	-112647.651	53831.634	45.001	三重県四日市市尾平町3806-128地先(美里ヶ丘1号線)	20050501	KG22420210D70
368	⑧	第1地区	10D71	-112701.495	54038.274	40.483	三重県四日市市尾平町3806-170地先(尾平53号線)	20050501	KG22420210D71
369	⑧	第1地区	10D72	-112822.012	53985.454	34.622	三重県四日市市尾平町3806-175地先(尾平53号線)	20050501	KG22420210D72
370	⑧	第1地区	10D73	-112785.564	53689.717	32.120	三重県四日市市尾平町3330-101地先(尾平70号線)	20050501	KG22420210D73
371	⑧	第1地区	10D74	-112847.840	53810.015	29.258	三重県四日市市尾平町2925-2地先(尾平53号線)	20050501	KG22420210D74
488	⑧	第2地区	20B18	-117204.951	54005.088	28.930	四日市市大字泊村字内谷1050-77(県道宮妻峠線)	20050124	KG22420220B18
489	⑧	第2地区	20B19	-117261.553	53704.200	27.710	四日市市大字泊村字西奥4909-1(県道宮妻峠線)	20050124	KG22420220B19
490	⑧	第2地区	20B20	-117495.671	54280.820	13.721	四日市市大字泊村字山崎977-3(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B20
491	⑧	第2地区	20B21	-117431.610	54209.759	15.119	四日市市大字泊村字山崎977-3(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B21
492	⑧	第2地区	20B22	-117394.188	54003.775	18.769	四日市市大字泊村字囲セヶ腰980地先(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B22
493	⑧	第2地区	20B23	-117343.510	53915.382	20.535	四日市市大字泊村字内谷1050地先(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B23
494	⑧	第2地区	20B24	-117336.328	53704.415	27.311	四日市市大字泊村字内谷1128地先(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B24
495	⑧	第2地区	20B25	-117579.936	54182.295	13.798	四日市市大字泊村字山崎980-1地先(市道前田3号線)	20050124	KG22420220B25
496	⑧	第2地区	20B26	-117630.383	54134.956	18.232	四日市市大字泊村字山崎980-1地先(市道前田3号線)	20050124	KG22420220B26
497	⑧	第2地区	20B27	-117696.484	54064.699	19.080	四日市市前田町1160-1地先(市道前田3号線)	20050124	KG22420220B27
498	⑧	第2地区	20B28	-117802.664	54091.964	21.306	四日市市前田町1160-15地先	20050124	KG22420220B28
499	⑧	第2地区	20B29	-117869.773	54091.416	30.520	四日市市前田町1160-15地先(市道前田26号線)	20050124	KG22420220B29
501	⑧	第2地区	20B31	-117501.729	54348.328	11.859	四日市市前田町160地先(市道笹川泊線)	20050124	KG22420220B31
502	⑧	第2地区	20B32	-117691.111	54314.247	9.003	四日市市前田町340-1(市道前田25号線)	20050124	KG22420220B32
503	⑧	第2地区	20B33	-117796.390	54296.014	8.526	四日市市前田町340-1(市道前田25号線)	20050124	KG22420220B33

	点検回	地区名	基準点名	X座標	Y座標	Z座標(標高)	基準点の所在地	測量年月日	基準点コード
504	⑧	第2地区	20B34	-117931.206	54274.698	9.423	四日市市前田町340-1(市道前田24号線)	20050122	KG22420220B34
506	⑧	第2地区	20B36	-117510.344	54519.726	8.833	四日市市前田町90地先(市道笹川泊線)	20050125	KG22420220B36
507	⑧	第2地区	20B37	-117629.116	54506.852	8.409	四日市市前田町90-11地先(市道泊追分線)	20050125	KG22420220B37
508	⑧	第2地区	20B38	-117749.867	54482.930	8.449	四日市市前田町302-19地先(市道泊追分線)	20050124	KG22420220B38
509	⑧	第2地区	20B39	-117821.477	54473.362	8.303	四日市市前田町302-19地先(市道泊追分線)	20050124	KG22420220B39
510	⑧	第2地区	20B40	-117587.624	54721.074	4.265	四日市市泊町1272-5地先(市道泊3号線)	20050125	KG22420220B40
511	⑧	第2地区	20B41	-117665.270	54683.997	4.906	四日市市泊町15地先(市道泊3号線)	20050404	KG22420220B41
512	⑧	第2地区	20B42	-117798.623	54652.830	7.010	四日市市追分一丁目2905-3地先(国道1号)	20050404	KG22420220B42
513	⑧	第2地区	20B43	-117915.498	54647.911	6.316	四日市市追分一丁目2915-2地先(国道1号)	20050404	KG22420220B43
514	⑧	第2地区	20B44	-118043.635	54480.507	9.326	四日市市追分三丁目2393-2地先(県道三畠四日市線)	20050119	KG22420220B44
515	⑧	第2地区	20B45	-118105.594	54335.498	11.826	四日市市追分三丁目273地先(県道三畠四日市線)	20050122	KG22420220B45
583	⑧	第2地区	20C14	-113884.336	53486.243	14.469	四日市市尾平町1083地先(市道尾平7号線)	20050126	KG22420220C14
584	⑧	第2地区	20C15	-113684.128	53527.250	14.355	四日市市尾平町1021-1地先(県道四日市鈴鹿環状線)	20050126	KG22420220C15
585	⑧	第2地区	20C16	-113553.547	53602.094	17.741	四日市市尾平町280-1地先(県道四日市鈴鹿環状線)	20050126	KG22420220C16
586	⑧	第2地区	20C17	-113632.153	53719.552	15.808	四日市市尾平町200地先(国道477号)	20050126	KG22420220C17
587	⑧	第2地区	20C18	-113656.219	53870.227	15.729	四日市市尾平町287地先(国道477号)	20050126	KG22420220C18